

意匠分類記号	意匠分類の名称
J5 - 00	その他の自動販売機及び自動サービス機

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
J5 - 0	—	その他の自動販売機及び自動サービス機
H5 - 0	—	整理券発行機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7 - 720 ~ 723	表示機付き電子計算機等
H2 - 2120	充電器
H2 - 2120B	床置型
C3 - 3700	ごみ箱
C3 - 379	ごみ箱及びごみ袋物品及び付属品
K0 - 53	空き缶つぶし器
K0 - 59	廃棄物処理機械等部品及び付属品

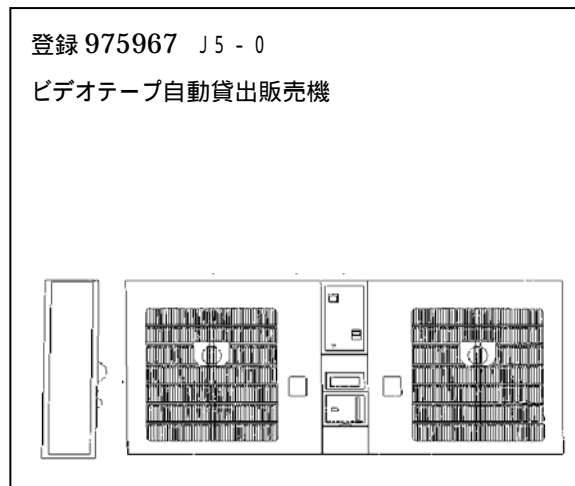
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7 - 720	情報自動販売機

この分類に含まれる物品	

定義

1. 不特多数の人間が利用し、カード、貨幣を介して商品を提供し、または便宜を図る省力化のための機器であって、以下の分類に含まれないもの。ただしコインロッカーやコインランドリー用洗濯機等のように他の分類および関連する分類があるものはJ5には分類しない。

2. 一般の人が、対価を払って物品の購入をしたり、サービスを受けるための機器を分類する。ただし、購入する人、サービスを受ける人が直接使用する機器であって、店員、駅員等がお客のために使用するものは含まない。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

空き飲料容器等の回収機については、以下のように分類することとする。

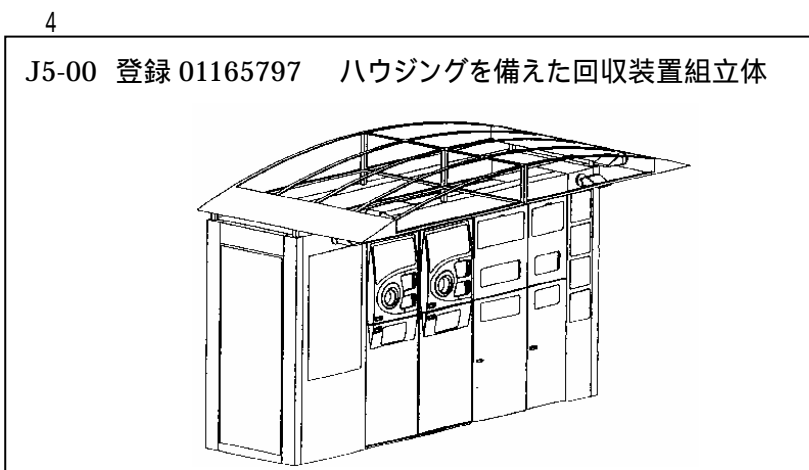
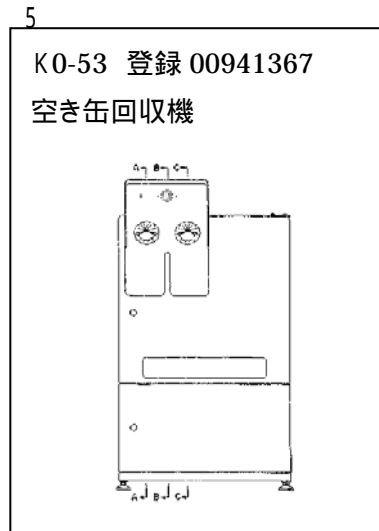
空き飲料容器等を回収し、容器の代金(金銭に準ずるものを含む)を返却する機能を有する空き飲料容器等回収機及びそれらの部品はJ5 - 00に分類。(下図 3、4参照)

空き飲料容器等を圧縮、破砕する機能を有する空き飲料容器等回収機はK0 - 53、それらの部品はK0 - 59に分類。

ただし、上記、両方の機能がある場合はを優先してJ5 - 00に分類する。(下図 5参照)
 空き飲料容器等を回収するのみで、上記、の機能を持たない空き飲料容器等回収箱はC3 - 3700に、それらの部品はC3 - 379に分類。(下図 6参照)

屋根等を有する大型の空き飲料容器等回収箱もC3 - 3700に分類。

一度回収された空き飲料容器等を二次的に集積する目的のごみ集積箱等はL3 - 101に分類。



Hとの切り分け

J5に分類されない自動販売機、自動サービス機はHに分類する。

- ・自動契約機はH7 - 720 ~ 723に分類する。
- ・銀行、駐車場等で使われる番号札の発券機はJ4 - 0に分類する。
- ・ただし、写真撮影自動販売機はJ5 - 02に分類する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

自動空き缶回収機